

認 定 通 知 書  
(新 築) / 増 築・改 築)

認 定 番 号 4 建 指 第 1-1118 号  
認 定 年 月 日 令 和 4 年 6 月 8 日

(※) [ 確 認 番 号  
確 認 年 月 日  
建 築 主 事 の 氏 名 ]

橋本不動産株式会社  
代表取締役 橋本 達雄 様

愛知県知事 大村 秀章



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

1. 申請年月日 令和4年6月2日
2. 申請者の住所 滋賀県守山市梅田町15番9号
3. 認定に係る住宅の位置 犬山市大字犬山字赤鍋17-20
4. 認定に係る住宅の構造 木造
5. 法第5条第4項又は第5項に基づく申請にあつては、認定対象住戸番号  
—
6. 工事種別 新築

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。